

## 郵政三事業の公社化と民営化論議

若 杉 敬 明

関理事長 それでは、大変お待たせいたしました。私も  
ども研究所の今月の「資本市場を考える会」を早速開  
催させていただきます。

きょうは、ご案内をいたしましたように、東京大学  
の若杉敬明先生をお招きいたしました。今いろいろ動  
きがあります、また、これから重要な局面になってま  
いります。「郵政三事業の公社化と民営化論議」という  
テーマでお話を伺うことにいたしております。きょう  
は、先生、大変お忙しいところをありがとうございます  
でした。先生には、お手元にお配りいたしましたよう  
に、大変充実した資料とディスプレイ装置をご用意い  
ただきました。

また、ご略歴等はお配りしてありますが、「審議会  
委員等」というところを知らなければならずと、郵政

事業の問題等にずっと深くおかわり合いを持って、  
最も詳しい方でございますし、また、ご記憶の方も  
いらつしやると思えますけれども、ちょうど一年ぐら  
い前に、研究所でも年金の問題でお話をしていただい  
たこともございまして、年金の問題、資産運用問題等  
についてもずっと研究の中心に置かれていらつしやる  
方であります。著書もそこに書いてあるとおりでござ  
います。また、東京大学だけでなく、国際的にも、ア  
メリカのミシガン大学等でも研究活動をされていらつ  
しやるわけでございます。

こういった問題についてまとめてお話を伺うこと  
は、大変いい機会であると思えます。どうぞよろしく  
お願いいたします。

ただ今閣理事長からご紹介いただきましたように、きょうは「郵政三事業の公社化と民営化論議」ということでお話をさせていただきます。

今法律の上では、既定の路線としては、来年の四月から今までの郵政事業が、多分「日本郵政公社」という名前になると思うのですが、「公社」という形で行われることになりました。昨年の一月から省庁の改革がありまして、郵政省と自治省が一緒になって総務省になったわけです。それと同時に、郵政三事業は今郵政事業庁というところをやっているわけです。その郵政事業庁は、総務省の外局ということをやってきたわけですが、それが独立した行政法人として郵政公社になるというのが来年の四月からということですよ。

この基本的な方向は、橋本内閣のときの行財政改革で出てきたことです。そのときに、郵政の民営化という話があったのですが、二〇〇三年から

郵政を公社化し、民間企業に近い形で経営できるような形にするということで、民営化の論議は行わないということを決めました。ですから、公社にするということで、限りなく民間企業に近い経営形態をとる、それと引きかえに、もう民営化の議論はしないということを決めたときに決めたわけです。

それが既定の路線であったわけですが、昨年の四月に小泉内閣が発足しまして、小泉首相がかねてからの持論であった郵政の民営化ということをおっしゃられたわけです。後で紹介しますが、中央省庁等改革基本法という法律がありまして、この法律の上では民営化の議論はしないと書いてあるのです。公社化することによって民営化の議論はしないと書いてあるわけですから、民営化の議論をすることは法律に反することですけれども、実は去年の六月から総理のもとで「郵政三事

業の在り方について考える懇談会」というのができまして、そこで民営化について議論をしております。それがことしの六月ごろに結論を出すことになっております。

そういう公社化と民営化論議との関係で、いろいろ方々が混乱なさっているという面もあります。そういうことで、きょうはその辺についても、どういういきさつなのか、どのような話が進んでいるかということをご皆さんにご紹介したいと思います。

私がこういうことをきょうお話するのは、一方で、総務大臣のもとに「郵政事業の公社化に関する研究会」が去年の八月から発足し、これは来年末まで続くのですが——略称「公社化研究会」と呼び、一月二〇日に中間報告を出しました——実は私はそのメンバーになっております。それと同時に、総理大臣のもとで「郵政三事業の在り方

について考える懇談会」というのが去年の六月から発足しているわけですが、私はその懇談会の方の委員でもありまして、公社化の方のメンバーであると同時に民営化議論の方のメンバーでもあるという、両方に足を突っ込んでいるわけです。そういうメンバーは私だけなんですけれども、そういう立場から最近の動きをご紹介したいということでございます。

## 一、郵政改革の経緯

最初に、郵政改革の経緯を簡単にお話をしますと、九七年一月に「行政改革会議最終報告」というのが出ました。中央省庁等の改革については、先ほどお話しましたように橋本内閣のころで出てきたわけですが、そのあり方を考える最終的な報告書ということで、四年前に出たわけ

す。

そこではいろいろなことがいわれていますが、一つは、「官から民へ」、なるべく民でできることは民でやる。また「国から地方へ」ということで、国の権限を地方へ移譲しよう、そういうような基本方針があります。

また、行政機能をなるべくアウトソーシングして民間の活力を使ってやっていくということと、民営化あるいは民間移譲という方向が打ち出されています。

さらに、政策の企画立案機能と実施機能の分離ということ、仮に国が事業をやるときに、意思決定と執行部門を分けよう。会社でいえば、取締役会の意思決定機能と執行部門を分けようということに相当するわけですが、政策の企画立案機能と実施機能を分離しようということです。

先ほどちょっと申し上げましたけれども、郵政

事業は去年の一月一日から郵政事業庁ということで行われているわけですが、これが実施機能とということになります。これは外局ということで、総務省の外に置いて、郵政事業庁が三事業の事業を実際に遂行していくわけですが、その企画立案は、総務省の中の経営企画管理局が、担当するということになります。行政改革会議の基本精神に沿った改革ということです。

この行革会議の最終報告には、郵政三事業については一体として公社で行い、これを郵政公社と呼ぶということが書かれています。そして、法律によって五年後に郵政公社法を直接設立するということが書かれております。

そして次の年の六月には、「中央省庁等改革基本法」というのができましたが、そこには郵政三事業のあり方が具体的に書かれているわけです。

一七条は、総務省に関することですが、「平成

十三年一月一日から郵貯を含む郵政三事業は総務省の外局である郵政事業庁が担う」とされ、これはすでに実施に移されているわけです。

三三三条には、「その後二年の移行期間を経て国営の新たな公社（郵政公社）を設置する」と書かれております。

同時に、「資金運用部への預託を廃止し全額自主運用とする」とされています。郵貯のお金と公的年金のお金——郵貯のお金は、現在大体二五〇兆円ぐらい、公的年金のお金が一五〇兆ぐらいです——合わせて四〇〇兆ぐらいが資金運用部に預託されて、これが財投で使われていたわけです。

財投は、その資金調達をマーケットで行わずに、郵貯や公的年金のお金を使っているということから市場原理が働かない、それで、むだな財投が行われているのではないかということで、財投の資金はいわゆる財投債と呼ばれる国債を発行して調

達をすることになりました。したがって、それまでは義務預託ということで義務として預託しなければならなかったのですが、郵貯も公的年金も預託をやめ、自由に運用することになった。それを「全額自主運用」と呼んでいます。

なぜ全額自主運用というかといいますと、実は部分的にはそれまでも自主運用をやっていたものですから、それが全額になるということで「全額自主運用」と呼んでいるわけです。そういうことで、郵貯のお金と公的年金のお金は、実は去年の四月一日からもう既に全額自主運用の体制に入っております。それにつきましては、ちょうど一年前、先ほど閣理事長のご紹介にありましたように、特に公的年金についてですけども、その自主運用についてお話しさせていただいた次第でございます。

三三三条には、さらに郵便事業への民間事業者の

参入について書かれています。小包などは宅急便という形で民間の業者が入っているわけですが、この民間の参入をもっと広げるようにという議論がありました。つまり、郵便の分野にももっと競争を入れようということで、民間事業者の参入について議論するようにということが、この三三三に書かれてわけです。

したがって、すべての出発点が中央省庁等改革基本法に書かれています。そもそもは、先ほどお話ししましたように、九六年、九七年の橋本内閣のときの行財政改革に出発しているということ。そこで決まったことが全額自主運用ということ。ここで、郵貯とか公的年金のお金は資金運用部に預託しないで自主運用する。自主運用というのは、「市場運用」という意味です。具体的にいえば、証券市場で運用するということの意味しているわけです。

郵政についていえば、三事業は郵政省から移って郵政事業庁で行う、二年後には公社で行うということが決まっているわけです。そのうち郵政事業庁で行うというのは去年の一月から、そして四月からは郵貯の自主運用が行われていた。そして、これからこの中央省庁等改革基本法のもとで、郵政公社に移行していくことになるわけです。この公社は来年の四月一日から発足させるわけですから、この夏までには法律をつくらなければいけないということで、その法律をつくるための議論が昨年の一二月まで行われてきたということになります。

それでは、郵政公社の基本方針は何かと申しますと、「独立採算の下、自律的かつ弾力的な経営を確保」ということです。今までは郵政事業庁もそうですし、郵政省のときも、国でやっている事業ということで、郵政大臣なり総務大臣が非

常に監督を厳しくして、予算なども国会で審議するとか、硬直的というか、リジッドな運営が行われていたわけですが、それをもっと弾力的にしようということですよ。

今までは予算で管理するという事前管理でしたが、そうではなくて、事後評価にしよう。後からきちんと業績評価をして、それによって管理をしていこうという考え方ですよ。

具体的には、予算について毎年度の国会の議決は不要だということですよ。国会に報告はしますが、議決は要しないということですよ。

それから、経営目標をきちんと設定して、それを実現するための中期経営計画をつくり、その計画どおり行えるかどうか、業績評価をきちんとしようということが書かれています。

予算とか決算については、今までは国の会計としてやってきたわけですが、これに企業会計原則

を入れる。ですから、民間の企業に準じた、あるいは民間の企業と同じ会計をやるということを決めています。

また、公社ということで、自律的かつ弾力的な経営をするわけですから、その分透明性を確保しよう。経営内容について、情報公開の徹底、ディスクロージャーをきちんとやろうということになっています。

最後に、これは大事なことですけれども、職員の方は国家公務員であるということです。公社ということで、必ずしも国家公務員でなくてもできるのですけれども、国家公務員とするということです。そういう意味で、この郵政公社を国営公社だといっております。国有とはいっていないのですね、国営公社だ、国家公務員が経営する国営の公社だというふうに位置づけております。

この辺は、橋本内閣のときにいろいろ政治的な

議論があつて、民営化の議論があつたわけです。

それが、民営化はしないで公社化にする、そのかわり、職員の身分は国家公務員にするということ、政治的な決着をつけたわけです。どちらが妥協したかはわかりませんが、そういう妥協をして、郵便局で働く人たちの身分を保障するかわりに公社化するということが法律ができているわけです。

その後、二〇〇〇年一月二日に「行政改革大綱」が閣議決定されまして、そこではこの中央省庁等改革基本法をきちんとやっていくということが確認されました。「郵政事業の公社化のための所要の法律案を平成一四年の通常国会に提出する」ということで、これから通常国会に乗ってくることになるわけです。

そして、「公社化に併せて郵便事業への民間事業者の参入を実現する」ということで、郵便事業

について、民間の事業者の参加による競争促進をしようということを改めて閣議で確認したわけです。そういう方針のもとで、公社化研究会が昨年の八月に発足したということです。

公社化研究会の考え方は、中央省庁等改革基本法の方針が実施されれば、郵政公社は民間企業に匹敵する経営効率を実現することが可能だということですから、以後、民営化の論議はしないということが、先ほど申し上げましたように法律で書かれているわけです。これは、法律としては非常に異例な法律だそうです。何々をしないということを決めるのは、非常に異例なことで、日本の法律の中でもこういうことを決めたものは、ほかにはないはずだということです。

これは、どうしてそうなたかというのはよくわからないのですが、一説によると、この基本法をつくる過程で、自民党からいろんな案やメモが

出てきたりして、そういう中に、今後民営化論議はしないということが一行入っていたらしいのですが、それがそのまま残ってしまったというのが実情だといわれています。そういうことで、何か非常に奇妙な法律だというふうにいわれているわけです。

しかし、基本法では、民間企業に近い形で経営をやっていき、経営効率をよくして、郵便料金を下げ、国民の負担にならないような形で郵政公社をやっていく、そして郵政公社の職員の身分は国家公務員だ、国営だということは明記されているのですが、それ以外のことは全然決まっていないのです。郵政公社をどういう形の企業にするかということが決まっていないものですから、再三申し上げていますように、去年の八月から「郵政事業の公社化に関する研究会」というのが総務大臣の研究会として始まりまして、それが公社化のあ

り方について議論をしてきたということです。

そして、さきほど申し上げましたように、一四年度の通常国会でこれを決めようということですから、法律を決めるための基本的な考え方がまとまらないといけませんから、公社化研究会は去年の十二月二〇日に中間報告を出しました。それに基づいて、これから通常国会で議論をしていくことになるわけです。それがどんなものをこれからご紹介したいと思っているわけです。

その前に、簡単に「郵政事業の公社化に関する研究会」について紹介しておきますと、これは総務大臣が主催している研究会です。座長は、東京電力の取締役社長の南 直哉さんです。東京電力は比較的パブリックな性格が強い、郵政公社も非常にパブリックな性格が強いということで、共通性があるということで、東京電力の社長が研究会の座長になっておられます。

ここでは、郵政公社の制度及び郵便事業への民間事業者の参入について幅広く有識者との意見交換等を行うということで発足しました。そういうことで、昨年の八月三〇日以来、公社の運営・管理のあり方、財務会計制度のあり方、人事制度のあり方、業務運営に対する国の関与のあり方、郵便事業への民間事業者の参入などについて検討してきたということです。そして、去年の一二月二〇に中間報告を出したということになります。

## 二、郵政公社・郵便の民間参入を巡る議論

そういうことで、これから中間報告についてご紹介しますが、その前に、この公社化研究会において議論しているときも、いろいろなところから郵便の参入問題あるいは公社のあり方について議論が出ていますから、郵政公社とか郵便の民間参

入についてどんな議論があったかということを中心にご紹介しておきます。

まず、郵便事業への民間参入問題についてお話をしますと、現在は郵便法でもって「信書の独占」ということがいわれています。信書というのは、実ははっきりしないのですが、特定の相手にあてて出した手紙、情報のことです。それを「信書」といいます。信書の独占ということで、「何人も、郵便の業務を業とし、又、国の行う郵便の業務に従事する場合を除いて、郵便の業務に従事してはならない」。古い法律の言葉なので、何をいっているか、五分ぐらい考えないとわからない言葉ですが、要するに郵政以外は郵便をやつてはいけない。そして、「何人も、他人の信書の送達を業としてはならない」ということで、信書は国が行う郵便事業以外は配達してはいけないということが書いてあります。

例えば、皆様方がどなたかにお中元とかお歳暮を送るとき、普通宅急便で送りますが、そのときに、皆さん必ず別に社長さんの名前とか担当者の名前で、「贈らせていただきました」と郵便を出します。それは、特定の人に対してあてた信書です。ですから、宅急便の中に入れてはいけません。宅急便の中にその信書を入れると、民間の業者の場合は、違法になりましたから、その手紙だけは皆さん別に送らなければいけない。そういう大変不便なことをされているわけです。

ところが、信書というのは、定義がはっきりしない。これは今まで判例などで判断しているということなんです。そういう意味で、非常にあいまいなので、クロネコヤマトなどは、信書は郵政側で決めるものではなくて、国民の利用者に任せるべきだ。例えば、ヤマトに運んでほしいと思った人はヤマトに頼んでもいいんだ、そういうふうにするべ

きだということをいつているわけです。

特に、信書かどうかということが問題になるのはダイレクトメールです。ダイレクトメールというのは、今は信書として扱われています。したがって、民間の業者はやることができない。ところが、ダイレクトメールというのは、何十万通あるいは何百万通を一遍に出すわけです。しかも都会など人の多いところに出しますから、非常に効率のいいビジネスです。民間の事業者としては、ぜひ入りたいところです。

ところが、それが入ってしましますと、今度は郵政の方が困る。郵政には遠隔地に運んでいる郵便があるわけですが、それは、実際には赤字です。ですから、その赤字が抑え切れなくなる。従って、ダイレクトメールはどうしても重要な攻め防戦なんです。

ここにいらっしゃる方は東京周辺に住んでおら

れると思いますが、皆さんの自宅に「これは郵便物ではありません」と書いた雑誌などが来ます。

これは、郵便配達の人が配るのではなくて、民間の人が配っているわけです。ですから、本とか、そういう分厚いものは信書ではないということでも民間の事業者がやっていますけれども、封筒とかはがきではそういうことはないわけです。信書だということ、ほかの事業者にはできないということ、それが現在の状況です。

それに対して、いろいろな意見がありまして、例えば公取委では、信書の配達を原則として自由化すべきだ、だれがやってもいいこととすべきだといっています。

あるいは、経団連も郵便への新規事業者の参入を考えられていますが、それは段階的にやりながら最終的には完全に自由化すべきだ、だれが郵便をやってもいいというふうにするべきだ。ただ、い

きなりやると、確かに公社に対する影響が大きいので、初めは、例えば民間の事業者が参入できるのは五〇グラム以上あるいは九〇円以上のものだけにして、その後は、何年かかけて完全に自由化しようということをしているわけです。

また、経団連は、公社によるユニバーサル・サービスの維持と公社の一層の合理化・効率化、中立的な監督機関の設置を言っております。ユニバーサル・サービスというのは、郵便についてよくいわれるんですが、なかなかきちとした定義がないものの、全国どこの地域にも同じ条件で郵政三事業のサービスを提供するというのをいいます。ですから、どんなに近所でも、どんなに遠くでも、同じ料金ではがきであれば五〇円、封書であれば八〇円で届けられるということです。

また、保険とか貯金もどこで預けても、幾ら預けても、同じ金利がつくということになっていま

す。これをユニバーサル・サービスといいます。ですから、全国一律に、同じ条件でサービスを提供しているというのが今の郵政事業の一つの重要な性格ですが、そういうものを郵政公社はもちろん維持しなくてはいけないのですが、公社として一層の合理化や効率化をすべきだ、そして同時に、郵政公社がちゃんとやるということを中立的な監督機関に見てもらおうよということになっています。

この辺は、いろいろ問題がありまして、例えば、特に郵貯とか簡保でいいますと、これは金融庁の監督が入っていません。国でやっている事業です。しかも郵貯も簡保も国が保証しているわけです。金融庁の監督というのは、国の保証がないところにお金を預けた人が迷惑を蒙らないということで行われているわけです。その監督がないわけです。

これに対して、民間の金融機関は、自分のところは金融庁の監督を厳しく受けているのに、郵政省は受けていないということが、おもしろくない。そういうことで、金融庁の監督を受けて、少し世の中の厳しさを味わわせてあげようみたいなところがあるわけで、中立的な監督機関にやらせるといふことをいつているわけです。

それから、経済同友会も提言してまして、郵便事業会社・郵便局ネットワーク事業に分割して民営化せよ、そして、シビルミニマムとして、採算は取れないが、国民の最低限のサービスとしてやるべきものは一般会計で行う、つまり、税金でやればいいんだということをしているわけです。

これもまた後で説明しますが、これも、「郵便局ネットワーク」という言葉がこれからも出てくるのですが、今、二万四七〇〇の郵便局がありま

す。これが郵政事業のもので、ネットワークとして成立しているわけです。要するに郵便局があるわけですが、この郵便局は一種の、例えばコンビニならコンビニのチェーン店だと思えばいいわけです。そのネットワークはちゃんと維持したまま、そして郵便局ネットワーク会社という独立の民間の事業会社にして、そこを使って郵便局で何を売ってもいい。例えば、民間の金融機関の銀行の預金を扱ってもいいし、あるいは郵便局の定額預金を扱ってもいい、国債を扱ってもいい、MMFを扱ってもいい。あるいは保険でも、民間の生保の保険を扱うとか、そういうふうにしよつという考え方なんです。ネットワーク会社として、チェーン店として維持しておいて、そこで何を売るかということは、民間の業者から頼まれれば、そこで扱ってもいいんだというような議論が行われているわけです。

それに対して、総務省は、特に郵便についても、「クリームスキミング」だと言っております。スキムミルクというのを覚えておられる方もいるかと思いますが、我々が子供のころは、牛乳から脂肪分を抜き取ってバターや何かをつくったその残りは、ある意味では脂肪分がなくて、余り栄養がありませんが、たんぱく質などの栄養は豊富で、それをスキムミルクといって、給食などでさんざん飲まされました。そういうことで、いいところばかりを取ったものの残りをスキムミルクというわけですが、クリームスキミングというのは、逆にスキムするわけですから、いいところ取りをすることをクリームスキミングというわけです。

信書について、民間参入が自由になれば、民間は利益の上がる分野のみを行うわけです。例えば、何十万通とか何百万通というダイレクトメー

ルは引き受けて、ほかの細かいのはやらない、儲かることだけやるといふことが起こってくるというわけです。そうしますと、結局郵政公社には儲からない事業だけが残るわけです。したがって、赤字になつてしまつ。赤字を補填しようと思えば、値段を上げなければいけない。特に遠くのは値段を上げるとか、そういうことが起こってきますよといふことをいっているわけです。

あるいは、郵便というのは特に特殊でして、何も契約をしなくても郵便のポストに入れますと、宛て先まで必ず届けてくれるわけです。これはいろいろなビジネスの契約の中で非常に特殊な形態なんです。だれでも規定料金の切手さえ貼つて入れば、きちんと届けてくれる。それで届かなかつたじゃないかと文句をいえば、ちゃんと裁判を起こしたりすることができるわけです。そういうことで、郵便局のポストがあちこちにあるわけ

です。そして、我々はどこでも手近なところに入れば、ちゃんと目的地まで届くわけです。

それは、結構大変なことなんです。ですから、民間の事業者が入つたときに、それをどういふふうにするかということなんです。ポストを立てるのか。外国では、今までの郵便局のほかに、民間の参入者のポストが並んでいる国もあります。ポストというのは一個当たりが結構高くて、二〇万〜三〇万円ぐらいする。ポストにはいろいろな工夫がなされています。たばこの吸い殻を入れるとか、いろいろないたずらをする人がいるんです。ですから、それを防ぐために、吸い殻などが通らないようにするとか、途中で消えるようにするとか、いろいろな工夫がなされているのです。今一七万のポストがありますが、新規業者が入つてポストを全国に置くといふのは大変なことなんです。

ただ、一方で、酒屋さんとか文房具屋さんで宅

配の集配をやっています。それが二〇何万力所あるんです。ですから、そこにポストがわりのものを置けば、郵便ポストよりはるかにポストが多くなるというような面もあるんですが、そういうものをみんなが信用して使ってくれるかどうかという問題があるわけです。いずれにしろ、民間の業者が自由にやれるようになったら、クリームスキミングが起こって、郵政公社はやっていけないという議論があります。

以上は郵便事業の話ですが、郵貯と簡保についていいますと、経済広報センターが去年の一〇月に出した「公社化を巡る意見」というのがありまして、郵政事業というのは、官業としての特典を享受しているといわれています。

一つは、国の支払保証があります。郵貯でも簡保でも、独立採算でやるということが前提ですけども、仮にそれが採算が合わなくなつて、元利

金を払えないとか、保険金を払えないということになつたときには、国が払ってくれるわけです。国が保証しているのです。したがつて、例えば預金保険機構などに入っていますから、民間の金融機関からすると、保険料を払っていない分だけ有利だというわけです。

それから、国がやっている事業ですから、当然法人税等の支払いが免除されるということですよ。これもコスト面で有利だ。

三つ目は一番目と同じになりますけれども、預金保険機構などに入っていないことは有利だ。国の支払保証があるということ、非常に国民が安心できるわけです。それと裏腹に、その保証があるために保険料を払わなくていいんだということ、恩典がいっぱいあるというわけです。これを「官業としての特典」とよくいっているわけです。これがあるために、郵政というのは今つまくやれ

ているんだということですよ。

ちなみに、今郵貯も簡保も基本的には黒字ですよ。郵便事業だけは、郵便が減っていますから赤字になっています。ただ、三事業全体としては黒字を維持しているわけです。民間の金融機関が不良債権などで苦労しているのに対して、郵政はそういうことがないということになるわけです。

そういう中で、経済広報センターは、「公社移行にあたっての提言」ということで、いろいろなことを提言しております。

まず、『民業の補完』の規程を定める「ということですよ。後でまた説明しますけれども、国のやる事業は民業の補完だということふうに現在政府の方針で決まっています。ですから、民業の補完というのは何かということをちゃんと決めなさいということですよ。

それから、税金をちゃんと納めなさいということの

が二番目ですよ。

三番目は、郵貯の上限は今一〇〇〇万円ですよ。簡易保険も一〇〇〇万円ですよ。この一〇〇〇万円が高過ぎるということですよ、三〇〇万とか五〇〇万円ぐらいに下げなさいということをいつているわけですよ。実際民間の保険加入者の保険金額というのは、一〇〇〇万円以下のものが非常にたくさんあるんですよ。九〇〇万とか八〇〇万の保険がいつぱいあるわけで、そういうのは民間でもできるというわけですよ。なぜ国がやるのか。預金でも、五〇〇万とか六〇〇万の預金なら、銀行は喜んで受け入れてくれる。そういうのをなぜ国がやらなければいけないのか、そういう議論ですよ。そういうことで、一〇〇〇万円をもっと低目にするようにということですよ。

四番目が、勧誘行為の適正化ですよ。特に郵貯の口座を獲得してくると、営業の人に奨励金がつく

のです。それが郵貯の口座をふやすのに貢献し過ぎていて。そういうことで民間を圧迫しているんだということですよ。

それから、ディスクロージャーが足りない。特に運用面では何を保有しているかよくわからないということがいわれています。また、外部監査による事業運営の監視や、外部評価を導入する、あるいは金融庁による監督を実施する、こういうようなことを経済広報センターは提言しているわけです。

そして、公社化の後には、根本の問題として、果たして郵貯・簡保事業は国家事業として存続する必要があるのか。また、国の財政を脅かす国家保証、つまり、これから郵貯や簡保がもし経済的に破綻すれば、それは税金で出さなければいけない、国民の負担になるということです。いざというときには保証しなければいけない金融機関があ

ることが、日本の経済・金融システムに弊害を与えている。郵貯、簡保をこれから公社化するわけだが、公社化してもこういう問題は依然として残っているというわけです。

そういうことで、郵貯、簡保の事業形態についてさらに踏み込んだ議論が必要だ、国家事業からの脱皮である「民営化」または事業そのものの「縮小・廃止」を見据えるべきだということを言っております。国の事業は、民間にできることは民間に任せるとするのが大原則なのですけれども、そういう意味でいえば、郵貯も簡保も民間にできるということですよ。なぜ国がわざわざやらなければいけないのか、そういう議論です。公社化ということでは、一応郵貯も簡保も郵便に続いていくわけですが、郵貯と簡保はなくすべきだ、あるいは民営化すべきだと提言しているわけです。

### 三、日本郵政会社の骨格

そういろいろな議論が出ている中で、先ほどお話ししましたように、去年の十二月二〇日に、公社化研究会が中間報告を出しました。

まずこの報告に沿って、公社化の基本的な考え方についてお話ししますと、これは今までの郵政事業の考え方を踏襲するということを行っています。郵政事業について、郵便、郵便貯金、簡易生命保険という郵便と郵貯と簡保、この郵政三事業を骨格として、郵便局が取り扱う事業が少しずつ膨らんでいるのです。現在どんなことをやっているかといいますと「全国あまねく、公平に、なるべく安く」、これがユニバーサル・サービスということなのですけれども、そういう考え方のもとに、郵便、郵貯、簡保などの国の事業を提供して

いる。それと同時に、年金とか恩給の支払い、印紙の販売という国の業務もやっているわけです。

ですから、郵便局は、三事業だけではなくて、こつこつ国の会計の代行もしている。地方自治体との関連でも、住民票の写しの交付など、地方公共団体等から委託を受けて行う業務もある。

そういうことで、郵政三事業といえますけれども、実は周辺の事業はどんどんふくらんでいるのです。「ワンストップ・サービス」などといいますが、郵便局に行けば公的なサービスは何でも受けられる、そういう思想のもとに、郵便局の事業は三事業だけではなくて、実際には行政サービスを今拡大しているところです。そういうことをやりながら、独立採算を維持しようということなのです。

その背景には、結局、郵貯あるいは簡易保険といったのは、民間の事業者、民間の金融機関にはで

きないような少額の貯蓄とか保険を扱うというのが基本的な精神なのです。しかも、山間僻地とか離島など住んでいる人が何人かしかいなくても郵便局があつて、そこで郵貯、簡保、郵便を扱っているわけです。そういうところは当然赤字です。

それでもほかの人口密集地域と同じようなサービスを提供しているわけです。ですから、それは人口密集地の利益で、そういう山間僻地、離島を補助ということなのです。

そして、しかも三事業一体でやりますと、経費が節約できます。これは明らかに、例えば郵貯と簡保を見ますと、民間の銀行あるいは生保に比べると経費率は何分の一も低いのです。そういう形で、儲からない部分もいっぱいあるのですが、三事業を一緒にやることによって独立採算を維持しようというのが三事業一体ということの意味なのです。

そういうことで、郵便局は先ほど来お話ししていますように約二万四七〇〇局あり、そういうネットワークを使って日常生活に不可欠な郵政三事業をユニバーサル・サービスとして全国各地くまなく、同じ条件でなるべく安くということを提供している。そういうことによって地域社会の発展に貢献してきたというわけですが、公社化後もこれを続けていこうということなのです。

繰り返しになりますが、三事業一体の経営により効率的なサービスが可能となつて、二万四七〇〇の全国ネットワークが効率的に動きますというわけです。この郵便局ネットワークというのは国民共有の生活インフラであり、セーフティネットだ。特に地方に行きますと、郵便局が最も身近な公的機関です。さらに、三事業のほかにはさまざまな生活基盤サービスが利用可能で、地域社会にとっては不可欠な存在になっているということ

で、国民に親しまれた郵便局ネットワークとして、公社化後もそういうものを続けていきたいというのが総務省側の言い分です。

そういうことで、郵政事業のこれまでの意義は引き続き確保して、公社化により経営の効率化やサービスの改善を図って、公共性の高いサービスを全国あまねく提供する、それによって国民利用者の利益を増進する、さらに、これからもっと効率的にやって、サービスも多様化し、地域社会にも貢献していく。そのために郵便局のネットワークを高度に利用して効率的にやっていきますということを精神としてうたっているわけです。

もう一度申し上げますと、郵政事業の特徴というのは三つの事業を一緒にやるということです。三事業一体というのだから、これを一緒にやることによっていろんなシナジー効果を生かして、独立採算を維持していくんだということです。

それに対して、民間の金融機関が、それはずるいというわけです。先ほど、国営の恩典を享受しているのに、その上三事業一体をやることによって非常に有利になる、これをばらばらにしようというのが民間の金融機関がいつていることなんです。それに対して、公社の方としては三事業一体で初めて国民のお役に立つんだというロジックです。

次に公社制度の基本的な考え方について触れますと、まず、郵政公社制度として郵政三事業を一体として経営する新たな郵政公社を法律によって直接設立するということです。そして、民間企業的な経営手法を導入し、繰り返しになりますが、独立採算のもとにおける自律的、弾力的な経営を行い、中期的目標管理及び業績評価の実施、企業会計原則、経営情報の公開の徹底ということをやっていきますよということで、中央省庁等改革

基本法の精神に従って公社化を制度化していきま  
すということを行っています。

その中で、国の関与として、事業の適正かつ確  
実な実施と健全経営の確保を図るため、公社の経  
営を監督するとして、国が監督する。具体的には  
総務大臣が監督することになります。

そして、その際、事前管理ということでは、あら  
かじめ「こうしろ、ああしろ」とうるさいことを  
いうのではなくて、「後でちゃんと評価するぞ、  
だからきちんとやりなさい」という形で事後評価  
にするということ、目標をきちんと定め、計画  
を作つてそれを実行していくということです。そ  
の目標とか計画に基づいて業績評価をしていく。

いろいろな報告書を求め、具体的にいえば、民  
間企業の場合でいうとアカウンタビリティとい  
うことですが、ちゃんとアカウンタビリティを  
確保する。立ち入り検査についても、いろいろな

オーデイト（監査）ができるようになりますとい  
うこともいつています。また、必要に応じて業務  
改善命令も出す。国はそういうような形で、自主  
性を公社に持たせるけれども、監督はきちんとし  
ますということをしているわけです。

公社の設立は、公社法をつくつて、平成一五年  
中に日本郵政公社として設立することになってお  
りますが、年度の関係からいえば来年の四月設立  
と考えると、年度の関係からいってあります。資本金は  
郵政事業特別会計の権利義務を継承するというこ  
とで、今三事業がやっている資産と郵貯などの負  
債との差額が資本ということになります。ただ  
し、これから必要によっては、政府が追加出資も  
可能だということになっております。

組織については、まず、総務大臣がいて、その  
下に企画管理局というのがあります。これが意思  
決定をするところです。これは総務省の中に入り

ます。そして実務は公社がやる。公社には、まだ名前が決まっていますませんが、多分社長ということになると思いますが。社長の下に三人の本部長がいてそれが郵便事業部、貯金事業部、保険事業部を担当する。そのほかに、人事とか施設、企画、地域、そういう機能別の部門がありますが、そこに部長がいる。

そういう人たちが一応この公社の役員になります。そのほかに、社外取締役みたいなものですが、外部の役員をお願いして、公社の中の執行を担当する役員と外部の役員で理事会を構成する。ここで、業務執行上のいろんな意思決定をしていくということになるわけです。

この公社の長は総務大臣が決めるのです。業績が悪いときには総務大臣は公社の長を解任できるということになっています。ですから、業績が悪いつきにはやめさせられませよという形で、公社

の長のコミットメントを得よう、責任を引き出すというふうになっているわけです。

公社の長は、本部長とかその他の機能部門の長を選任し、かつ解任する権限を持っています。今までは公務員ということではなかなかやめさせられなかったのです。解任できないということが無責任体制を生んでいたという一つの考え方がありまして、解任もできるという仕組みにしています。

そういうことで、総務大臣が責任を持っているわけですが、実際には総務省の中の企画管理局が意思決定をする。そして、総務大臣にいろいろ意見を具申したりする審議会がある。総務省のところは今までどおりの役所です。それに対して公社の方は、民間に限りなく近い形でやっています、ただ従業員は国家公務員ですよ、そういうような考え方です。

いずれにしろ、今のような形でガバナンスをき

ちつとすることです。総務大臣が責任を持って公社の長を決める。公社の長が役員を決める。そのときにやめさせることができるということ。一つと、業績評価をちゃんとやっていきますということ。それから、業績評価に応じた報酬制度を入れようということもしています。

ただ、公務員ですから、報酬についていろいろな制約があるのです。制約は大きいのですが、制約の中でできるだけ張りのある報酬制度を入れていこうということを考えています。そのようなことで、なるべくガバナンスの効いた公社にしようというのが基本的な考え方でございます。

#### 四、郵政事業への民間事業者の参入の在り方

公社化研究会は、公社化の場合の組織などについて検討するとともに、郵便事業への民間事業者

の参入の在り方についても検討してまいりました。

これについては三つの案が出てきました。条件付全分野参入、部分的自由化。段階的自由化の三つです。部分的自由化というのは、例えば五〇円のはがきとか、八〇円の封書は民間の業者にはやらせない、公社だけがやる、そこである程度の利益を上げて、ほかの非採算のところをやりますということ。段階的自由化は部分的自由化に近いのですが、ちゃんと時間を決めて、どういうふうに自由化を進めていくか、多少時間をかけてやっていこうということ。条件付全分野参入というのは、民間の事業者にも郵政公社と同じことをやっていいということ。ただし、そういうふうにしますと、儲かることしかやらない可能性があります。都市部の人口が密集したところで、効率のいいものしかやらな

い。つまり先ほどのクリームスキミングが起こりますから、そこで条件をつけて、利用しやすい全国一律料金ということ、ちゃんと全国一律にサービスをして、同じ料金でやらなければいけませんということにする。それから、原則として、一通だけでも毎日引き受け、郵便を集めて、それも配達しなければいけない。ですから、今の郵便局がやっていることをちゃんとやってもらおうということ、それから、いろいろな人が一番心配しているのは信書ということ、秘密の保持をどうするか。勝手に手紙を読まれたりとか、そういうのが嫌だという人がいますから、それをちゃんと守る。こういうことをちゃんと守るような条件を決めた上で、全分野参入を認めようということ、とです。

こういふようなことで、公社化研究会が議論してきたのですが、実は公社化研究会は部分的自由

化で結論が出そうとしていたのです。

ところで、小泉総理は、郵便については全面自由化だ、条件をつけないで自由化すべきだということ、これを主張されて、公社化研究会の外のところ、いろいろおっしゃるわけです。そうしますと、公社化研究会としては、総理がいわれることを無視するわけにはいきませんから、何とかそれと妥協しようということ、条件付全分野参入ということ、とを、総務大臣が小泉総理と交渉したわけです。

その結果、小泉総理が、条件付全分野参入も、自分のいう全面自由参入と同じだというふうに解釈されて、この条件付全分野参入ということになりました。ですから、これから民間の業者も郵便事業については、郵政公社と全く同じものを扱います。つまり、五〇円のはがきとか八〇円の封書です。値段は、はがきであれば五〇円以上、封書であれば八〇円以上でなければいけない、それよ

り安くしてはいけない、そして、全国どこでも配達しなければいけない、どこでも集めて、どこへでも配達しなければいけない、そういう条件のもとでだったら全面参入していいということで決着しました。

しかし、これは実は非常に厳しい条件で、これが実現するかどうか、非常に大きな問題なのです。むしろ部分的自由化の方が競争促進になるのですけれども、総理が全分野参入ということにこだわったということがあって、こういうような条件付になった。ですから、この条件次第でどうにでもなる。つまり、条件をちょっと厳しくすれば全然参入できない。競争促進という意味がなくなる可能性もある。逆にいえば、これを緩くし過ぎるとクリームスキミングが簡単にできて、郵政公社がもたないという非常にきわどい決定になりました。

## 五、郵政三事業の民営化論議

— 公社化後の在り方 —

最後に郵政三事業の民営化論議についてお話をしたいと思います。

先ほど来お話ししていますように、中央省庁等改革基本法で、来年の四月から郵政公社化する、民営化の話は一切しませんというふうに決めたわけですが、総理が「いや、そんなことはないんだ。法律を変えればいいんだ」ということで議論を始められたわけです。

しかし、基本法で「議論はしない」と書いてあるわけですから、正式に総理のもとで委員会をつくることができなかつたのです。そこで、総理の私的な懇談会ということで発足した。そこで今民営化について議論しているということです。

小泉総理の郵政民営化論というのはどんなよう

なものかといいますと、これは国会でのやりとりですが、民主党の枝野さんの「総理はどうして郵政三事業の民営化が必要とお考えなのでしょうか」という質問に対して、小泉総理は「民営化はタブーで触れられなかった。私の内閣になったからタブーでなくなつた。商品券は民間企業が配達してよい、しかし、地域振興券は民間企業が配達しづらいかなどというね、旧郵政省のわけのわからない論理は、小泉内閣には通用しない（野党席から拍手）」というのですけれども、これも実は、なぜ民営化しなければいけないかという点については何も言っていないのです。民営化するからするんだということ、小泉総理の答弁を聞いていると、「こういう答えが多いんです。「やるからやるんだ」とか、これも典型的なもの、とにかくやりましようということをおられるんです。

この背景には、経済財政諮問会議があつて、そこが「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」というのを打ち出している、その一つに「民営化・規制改革プログラム」というのがあります。長いものですので抜粋ですが、「郵政事業の民営化問題を含めた具体的な検討、公的金融機能の抜本見直しなどにより、民間金融機関をはじめとする民間部門の活動の場と収益機会を拡大する」ということを言っています、なるべく公的な金融機関を縮小して、民間にチャンスをつくろうということを行っているわけです。

そして、六月二六日の閣議決定で、「規制改革のみならず制度改革に踏み込む」ということで、「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」ことを原則に、「国民の利益の観点に立って、徹底した行政改革を行い、特殊法人等や国営施設を

見直し、民営化を進めることが必要である」として、「郵政三事業については、予定どおり平成五年の公社化を実現し、その後のあり方については、総理の懇談会において、民営化問題を含めた具体的な検討を進める」とされ、これからお話しする懇談会というのは六月四日から既に始まっているのです。

「郵政三事業の在り方について考える懇談会、マスコミは総理の懇談会ということで「総理懇」と呼んでいます。これは郵政三事業の公社化実現後のあり方について、民営化問題を含め具体的に検討を進めることとしており、政府からは内閣総理大臣、官房長官、総務大臣が出ておられます。そして、民間の中から有識者ということですね。座長は田中直毅さんで、大学の先生が半分くらい、そのほか企業の経営者などです。

最初、小泉総理としては正式の政府の委員会と

して発足するつもりだったのですが、法律で民営化の議論をしてはいけないとされていたために、プライベートな研究会にして、「懇談会」という名前にしたということです。この懇談会には総理は毎回出席しておられます。

確認しておきますが、小泉総理も、公社化をスキップして民営化しようということをおっしゃっているのではなくて、来年の四月からの公社化はやりません。これは法律に書いてあることだからやらざるを得ないのです。これはやりません。その基本法を変えようと思っても、とても間に合いませんから、それはやらざるを得ない。公社化した後、なるべく速やかに民営化したいというのが小泉総理の考え方なのです。

総理は、民営化を前提とした議論ではない、民営化することがいいかどうかも含めて懇談会で議論してほしい、そういうことをおっしゃって

います。一回目の会合のときに、郵政の民営化は小泉内閣の目玉である、ぜひこれを実現したいということはおっしゃっているわけですが、だからといって、懇談会に民営化を結論とした議論をしてほしいということをお願いしているわけではない、そういうような説明の仕方をされています。ただ、座長の田中直毅さんはご存じのように、都銀に非常に理解のある方で完全な民営化論者ですから、そういう方向で議論を進めておられるということです。

民営化の議論といつても、これまでお話ししましたように、郵政三事業は、郵便、郵貯、簡保とあるわけです。郵便については、やはり国がやるべきだという意見は多いのです。例えば、選挙のときの投票のはがき、そういうのは国がやるべきではないか。国が国民に意思を伝達しなければいけないときがあるわけで、そういうときは国の郵

便がやるべきだということがあって、民間の参入はもちろん認めなければいけないけれども、国も郵便はやるべきだという意見は強いのです。

ただ、郵貯と簡保については民間でいいのではないか、なぜ国がやるのかという話なのです。ですから、民営化の議論というときの主な中身は、郵貯と簡保の民営化です。郵便については、やはり国がちゃんとやってほしい、民間と競争しながら効率的にやってほしいという議論です。

郵貯とか簡保をなぜ民営化しなければいけないのかという点については、いろいろな議論があるのですが、一つは官民分業論で、政府の方針が、民にできることは民に任せる、官は民の補完だといっているのだから、それでやれということだと思います。官業は民業を補完しつつ適当な役割を果たしていくことなので、民間でできることは民間にゆだねるべきだ。実際に郵貯と簡保は肥大化し過ぎ

ているわけです。今はちょっと減りましたけれども、郵貯は二五〇兆円ぐらい、簡保も一二〇兆円ぐらい残高があって、民間のどの機関よりも大きいわけで肥大化し過ぎている。それは国营に基づく優位性とか不公平の結果だ、それゆえ、郵貯とか簡保は民営化すべきだというのが一つの議論です。

二つ目は、非イコールフットイング論ということで、要するに民間と公的な機関が競争するのはいいのだが、それはイコールフットイングでやってほしい。ところが、郵貯と簡保は民間の銀行あるいは生保と比べると全くイコールではない。国家保証がついているというわけです。そういう意味でいいますと、全くリスクがない。金利の面でも非常に有利だ。あるいは税制上も優遇されているし、先ほどお話ししましたように、預金保険機構にも入っていないので有利だ。さらに、三事業

経営ということ、それが国民にとっては大変便利で、郵便局は絶対的に有利だというわけです。

それから、これはもうなくなつたのですが、今まではお金はつくれるけれども運用のところ、苦勞しなかつたではないか。資金運用部に預託して金利をもらっている。運用の苦勞をしないで、このところでコストをかけないでうまくやっているというのが批判の一つです。ただ、この点は去年の四月から自主運用になりました。いずれにしろ、こういう非イコールフットイング論というのがあります。

三つ目が財投入り口論です。財投が非常に政治の具になっている面があって、非効率的、非合理的で、郵貯、簡保がその原資になっている。だから、やはりもともと断たなければだめだということ、郵貯とか簡保はなくすべきだというわけです。

しかし、この批判についても、もともと原因は財投にあるということで、郵貯批判というのはある意味では的外れだという面があるわけです。そういうことで、橋本内閣のときから実際に財投改革が進められて、昔の資金運用部は財政投融资資金になり、これが今では財投債を発行して、マーケットから資金を調達し、コストを意識しながら財投機関に資金を配分するようになったわけです。ある程度感情的な議論ですけれども、財投はけしからん、その財投のもとになったのは郵貯とか簡保だ、だから郵貯と簡保はやめるべきだ、そういう議論がです。

四つ目には、リスクマネー遮断説というのがあります。きょうお集まりの方々には割と関係が深いのですが、郵貯があるために、みんな安全な郵貯にお金を預けて株を買わないんだ、だから郵貯はけしからぬという議論なのです。これは今の状

況でいえば、ここでもいつもお話ししていることですが、日本の会社がグローバルイノベーションの中で競争力を失い、株式投資にメリットがないということで資金が向かわないのであって、郵貯が特にすばらしいから郵貯に行っているのではないのです。消去法で郵貯に行っているわけです。

郵貯があるからリスクマネーがいけないんだというのは全く的外れで、郵貯をなくしたからといって日本の経済が活性化するわけではない。日本の企業がここまで落ち込んでいるのはもっとほかの理由だと私は考えるのです。ですから、企業をもっと活性化することを考えないといけない。

端的に言えば、グローバル化が求めるコーポレート・ガバナンス改革を日本の企業は多くのところが先延ばしにしている、そういうところに問題があるんだというふうに見えるべきではないかということです。

五つ目は金融システム歪曲論です。規模の大きい郵貯とか公的金融システムが市場原理をゆがめているというものです。国民の金融資産が今一五〇〇兆円ぐらいあるのですが、そのうち、郵貯が一五〇兆円、簡保が一二〇兆円、あと公的年金が一五〇兆円近くありますから、全部で五〇〇兆円ぐらいが公的なお金なのです。ですから、一五〇兆円のうち三分の一は公的なメカニズムを通している、それが日本の市場をゆがめているんだ、そういう議論です。

そのほか、郵政省が政官癒着であるとか、ファミリー企業を沢山持っていて、そこにいわゆる天下りということが行われているということ、そういう点でけしからぬという議論もあります。

そんなようなことであるという議論がありまして、例えば全銀協は完全民営化を主張している。公社化になるのは仕方がないわけですが、公社化

後五年間を準備期間として、郵便局をばらばらにしていく、五年の間に預金はもう集めさせないということなのです。そういう形で縮小する。十分縮小すればそのまま民営化する。もし、まだ結構大きければそれを地域分断なりして、それで民営化しようというのが全銀協がいつていることです。

あるいは、生保協会では、官業の特典、先ほどいいました国家保証、三事業一体、全国規模のおかげで簡保が肥大化している、民業の補完としての役割は終えているのだから、速やかに民営化するべきだという意見です。そういうようなことで、銀行も生保の方も郵貯、簡保は民営化すべきだということをいっています。

そのほか、経済同友会からの提言もあります。そういうようなことで、特に郵貯と簡保については民間で十分できるんだ。なぜ国がわざわざや

るのかという議論があるわけですが、もう一方で、国営公社維持論というのがあって、やはり全国あまねく公平なサービスを提供する。すなわち、いかなる離島、山間僻地にも生活基盤サービスとして、基本的な貯金とか保険を提供し、ユニバーサル・サービスが提供しているのだ、それを何故わざわざ民営化しなければいけないのかというのです。

郵政は民間を上回るサービスと健全経営を果たしてきた。民間の金融機関は公的資金の注入とか大騒ぎをしているけれども、郵貯とか簡保はそんなことはない、健全ではないか、何故民営化しなければいけないのか、また、郵貯とか簡保が肥大化しているというけれども、それは民間の金融機関が規制や何かを口実に、商品開発等を怠けてきたのではないか、そういうことで、郵政公社のあり方をいう資格はないというような議論もあるわ

けです。

実際問題として、銀行についていいますと、今預金が集まっても、正直いって貸出先がないということがあるわけです。ですから、実は銀行業界の民営化論は非常に力がないのです。原則論なのです。民にできることは民に任せろというだけで、力がない。なまじっか、郵貯からどつと来られても困る。今は特にペイオフ解禁を控えて、ごく一部の銀行に預金が集まっていて、そういうところは大変困っているわけです。

ところが、生保の方は八〇年代に契約した予定利率の非常に高いものがあって、大変苦しんでいる。ずっと逆ざやです。まだしばらく続く。これを救う一つの方法は、新しい契約をとることなのです。新しい契約はちゃんと採算がとれるように設計されています。ですから、新しい契約をとりたい、簡保をばらばらにして契約をとりたいとい

うのがある。そういう意味で、銀行と生保では民営化に対する切実さが全然違うのです。生保の方が切実だと思えます。

そういうことで、銀行業界は一応建前上、生保はかなり深刻に、郵貯と簡保をばらばらにして三事業一体をなくして、民営化して力を弱めたいといっているわけです。総務省はそれに対して、やはり三事業一体で国営でやっていくべきだということを強く主張している、そういうような状況でございます。

以上のように、民営化議論がいろいろ行われているのですが、建前論からいえば、やはり民にできることは民に任せるべきで、郵貯とか簡保はもっと縮小していいと思うわけです。しかし、三事業一体で今までやってきて、郵便もちゃんとやっていくこととする、やはり三事業一体のメ

リットというのがあるわけで、それを使っていけないと、郵政事業を独立採算でやっていくことはできない。そうでないと、税金で負担をかけるということになる可能性があるわけです。

そういう意味で、原則論と現実論のどっちを取るかなのです。原則論でいえば、民営化ということになるのですが、現実論でいいますと、實際郵便局はちゃんとやってきたじゃないかという意見もすごく強いわけです。国民にも直接迷惑をかけたいない。なぜ民営化しなければいけないのかという議論が非常に強いということ。ですから、これから総理の懇談会の中でどっちをとっていくかということだと思つのです。

民営化すると採算の合わない郵便局はなくなつてしまつのではないか、そういう不安が、特に遠くの過疎地の人にあります。過疎地にとっては、郵便局は非常に重要です。それは事実なのです

が、そういうところも、例えば入札方式で補助金を出すとというような形で郵便局を続けることができるのです。つまり、赤字になる分は国が補助金を出す、ただ補助金を出すと非効率になりかねませんから、補助金を入札する制度をとり入れて、幾ら補助金を出してもらえば赤字の郵便局を経営しますというような方法で、現実論としてはそういうのがあるわけなんです。

そういうようなことで、民営化をしてもちゃんと過疎地の郵便局もつぶさない、そういう仕組みはあり得るのです。ですから、そういうことも考へなければいけない。

ただ、二万四七〇〇の郵便局のネットワークとというのがあって、民営化の人たちはそのネットワークと郵便局で扱うものとは別だというわけです。民営化論者の極端な方は、郵便局を自由化して、郵便貯金も売ったり、あるいは民間の預金を

売ったり、国債を売ったり、投資信託を売ったり、保険を売ったり、何をしてもいい。余力があればコンビニみたいに文房具を売ったり、食べ物を売ったっていい、その方がいろいろなことができていいんじゃないですかとおっしゃる方もいるのです。

しかし、やはり金融商品を扱う仕事とパンや文房具を売るとは全然違うわけです。ですから、そういう意味で、総務省は二万四七〇〇のネットワークとということをいうわけですが、そうすると、民営化を主張する人たちは、民営化してもネットワークは保てるんだ、むしろ、郵便局のネットワークはプラットフォームで何でも扱えるようにすれば、かえって効率がいいんだというわけです。しかし、中で何を扱うかということなしにネットワークが維持できるかという議論もあるわけです。

つまり、今までだったら郵政三事業をやる、そういうもとでネットワークが保てているのであって、郵便局が自分で好きなことを何でもやっているよといったときに、郵便局のネットワークが保てるか、そういうような心配もあるわけです。

いずれにしても、郵便局が特に地方に行くほど、地元の人たちに親しまれて信頼されているという面があるわけですから、民営化を主張する人たちも、やはりネットワークは維持しなければいけないとおっしゃるわけです。だから、どの郵便局が何をやってもいいよというような民営化で、本当にネットワークが維持できるか、そういう疑問もあるということ、実は民営化についても、民営化の方向で座長も総理もまとまればいいと思っておられるわけですが、そのロジックがなかなか出てこないで、今一生懸命議論している、そういう状況でございます。

大変長くなってしまって恐縮ですが、皆さんのご意見や質問を受けたいと思います。ここで一応終わらせていただきます。(拍手)

関理事長 問題の焦点を大変わかりやすく話していただいたと思いますが、せっかく先生にいらっしゃっていただいていますので、何かご意見、疑問等ありましたら、ちょっと合図をしていただけますでしょうか。

質問 二つ質問させていただきたいと思いますが、まず今の議論の中で、民営化をして採算がとれてくれば、今までは税金を使う方だったのが税金を払う方に回るのではないか。これは財政再建にとって非常に大きなポイントだろうと思うのですが、その点について考えておられるでしょうかということ、もう一つは、特定郵便局制度で、ファミリーがずっと継承していく、そう

という問題点についてのご感想をお願いしたいと思います。

答 税金についていえば、今独立採算でやっていますので、実際には税金は使っていないわけです。それに対して、これから公社になって、効率的になり、事実上利益に相当するものが出てくるわけですが、総務省側はそれは自己資金にしたいというのです。つまり、今のまま民営化すると、自己資本比率は物すごく低過ぎるのです。ですから、そういう意味で、当分は積み立てていきたいといっているわけです。

しかし、私などは、むしろ余剰が出たら、それは国庫に納めるべきだと思っているのです。そうすれば、財政の助けになるわけです。万が一、郵政事業が赤字になったときには、今度は逆に国から補てんされなければいけない。ですから、そういうことを考えると、やはり余剰が出たらちゃん

と国に納めるべきではないかと考えているのですが、その辺がなかなか、政治的な問題というかが、各省庁間の問題があつて、財務省なんかは取りたいと思つているのですけれども、総務省側は取らせたくない、そういうような面もあると思えます。

それから、特定郵便局ですが、今特定郵便局もだんだんと後継者がいなくて、ファミリーでないところもふえてきているのです。特定郵便局は選挙の問題などいろいろあつて、直さなければならぬ面も沢山あると思つのです。

ただ、もう一方で、特定郵便局の局長というのは、やはり自分の地域を持つているわけです。ですから、地域の人たちと密接な関係を持つていて、非常に信頼されているという面があるわけです。地方の銀行あるいは地元の金融機関などに比べると、特定郵便局長は一生そこにいるわけです

から、住民とのつながりが非常に深いということがあると思つのです。そういう点でいうと、私は民間の金融機関はもつとそれに見習つべきだ、二年、三年でぐるぐる回るからなかなか信頼されなれないという面があるわけです。

ですから、特定郵便局長はそういうことがあるから、政治に余計かかわりやすいという面もあるわけで、そういう点は直さなければいけないと思うのですが、悪い面ばかりではないと私は思つのです。いい面も評価してあげなければいけないのではないかと思つています。

質問 ドイツとか北欧三国とか、郵便局の民営化の先進国がありますね。そういうところの現状から見て、先生ご自身としては、先ほどの民営化論議をどのようにお考えでございましょうか。

答 三事業やっているのは日本だけですから、ちょっと特別なのですけれども、ただ郵貯とか簡

保はみんな民営化しつつあります。あと、郵便は国営でやっているところが多い。ただし、ドイツの場合には株式会社化したわけです。そうすると、郵便局が減ってしまったのです。

どついうところが減るかというところ、過疎地が減るのではなくて、都会の高い値段で売れるところは郵便局を売ってしまうのです。そして、その資金で外国の会社を買収するとか、そういうようなことが起こつて、ドイツの郵便局は減っているのです。ドイツの場合には、そういうことでやはり地域の人困っているのです、今新しく規制を加えて、何キロ以内に一つなければいけないとか、そういう形でやっているようです。

そついう意味でいいますと、郵貯と簡保については、ほとんどの国が民営化しているというか、国でやっているところはないわけです。ただ、郵便については、部分的な自由化とか部分的な参入

で、完全に民営化ということはない。それではどうしてもできないみたいです。

ですから、特に郵便については国営でやる部分は残らざるを得ないということになると思いますが。今の議論も、先ほど来申し上げていますけれども、民営化といっても、民営化が特にいわれているのは郵貯と簡保だけですから、郵便については国が全然やってはいけないという意見はほとんどないのです。最終的にどうなるかわかりませんが、私はある程度国がやるべきこともあるのではないかと、いふふうに思っております。

質問 お話を承っていますと、議論は政治家とか銀行とか生保とか、全く国民不在の議論だと私は思うのです。現実には、先生のおっしゃるように、国民から果たして郵便局は民営化すべしという言葉が出たのでしょうか。その辺の国民不在のところでの議論というのは、我々としてもどうも余り

納得いかないと思うのですが。

答 この間、公社化の議論を進める過程で、公聴会あるいは公社化の研究会に一般の方で希望者に来ていただいて話を伺っているわけですが、そこでは今までもおりやってほしいというのが多いですね。特に地方の場合、山間僻地とかそういうところの方々は、郵便局がなくなったらもう生活できなくなってしまう、そういう意見が強いわけです。そういうことで、公社化の中間報告にも、今までの体制を維持するというのが書いてあるわけですが、それはそういう一般の方々の意見を反映したものだといふふうに考えていいと思います。

ですから、そういう意味でいいますと、今郵便局の東京における位置と地方における位置とは全然違うのです。私も政府のいろいろな仕事にかかわってきていますけれども、政府の審議会などに

出ておられる方はほとんど東京の方ですから、東京のロジックで議論していると思うのです。それに対して地方というのは、経済原理だけではない部分がいっぱいあるわけです。そういうところがどうしても無視されがちで、日本の審議会などはちょっと偏っているのではないか。ただ、その反面、選挙でいいますと一票当たりの格差がありますね。それは地方に有利にできていますから、そういう意味でいいますと、変な形でバランスがとれているともいえるわけです。

質問 公社化した場合、民間企業的な経営手法を導入するということですが、職員には国家公務員の身分の付与するということは、これは身分保障するということですから、いってみれば矛盾する話だと思つのですけれども、いかがでしょうか。

答 私も、ガバナンスとかそういうことに関心を持っていますから、そういう観点から随分議論し

ましたけれども、結局一番の桎梏は国家公務員だということだと思います。これがあるために、公社化のメリットをいっぱいそぐことになってしまつてしまいます。ですから、そういう意味でいいますと、効率性ということを考えてと民営化しかないと思えますね。

ただ、その効率性だけが、国民が求めていることかということとまた別のことがありますから、そういうことも考えなければいけないのですが、やはり公社化して民間に近い形の経営をし、効率化を図るといふ観点からいって、全く矛盾することだと思えます。そのとおりだと思います。

質問 それは政治的な配慮がなされているとお考えですか。

答 少なくとも公社化に関する限りは、基本法にそういうふうに書かれています。それは橋本内閣のときの政治的な妥協だったわけですから、

から、そういうことで国家公務員だということにして、郵政三〇万人の方々に身分を保障することになったのです。

関理事長　まだまだご質問、ご意見のおありになる方があると思いますが、時間でもありますので、これで終わらせていただきます。

先生、きょうは本当にありがとうございました。

(わかすぎ たかあき・東京大学大学院教授)

(本稿は、平成十四年二月八日に行われた講演会の記録で、文責は当研究所にある。)